

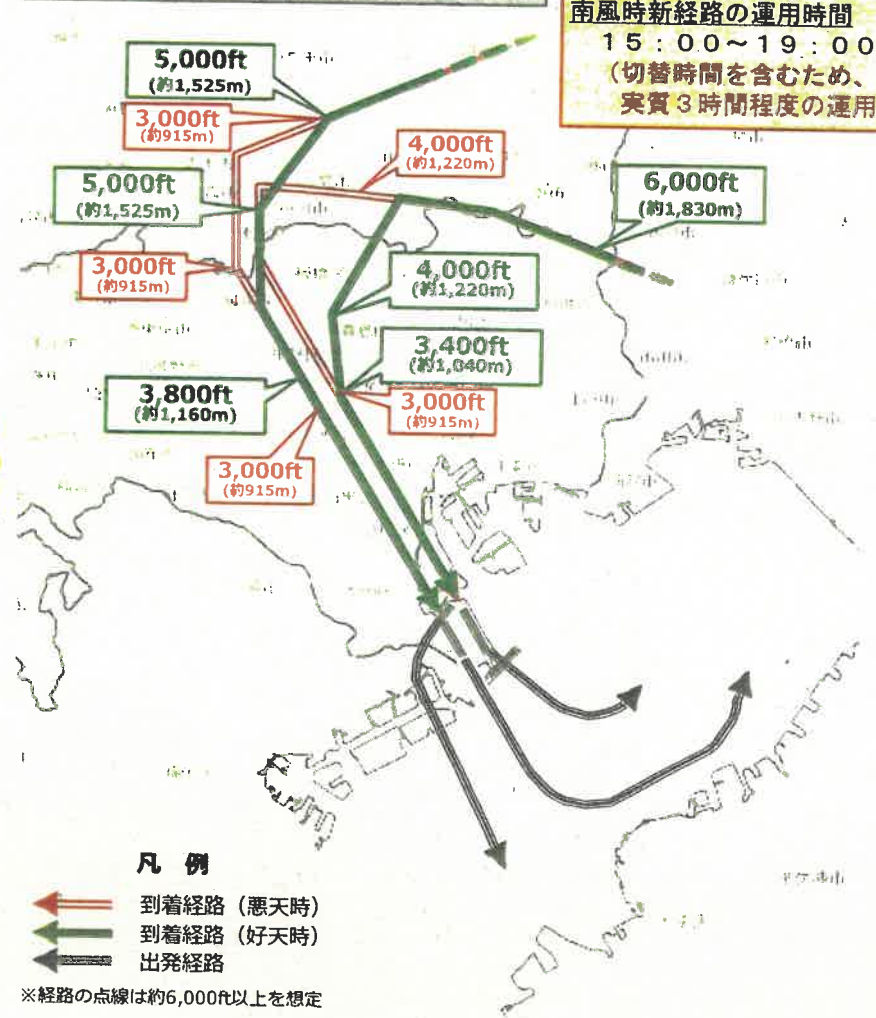
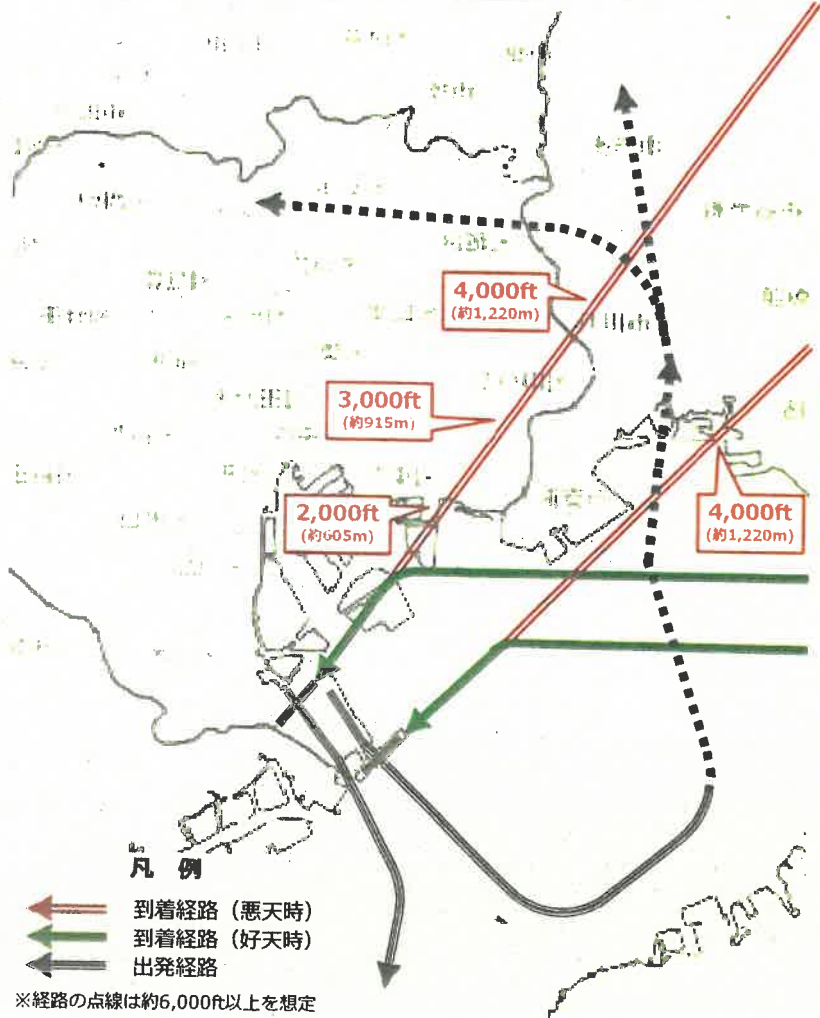
○ 首都圏の国際競争力の強化等や、首都圏全体での騒音負担の分散の観点から、2020年3月29日から羽田空港において新飛行経路の運用を開始。

(別紙3)

従来飛行経路（南風時）
（離陸・着陸合計：80回/時）

新飛行経路（南風時）
（離陸・着陸合計：90回/時）

南風運用の割合
約4割（年間平均）
南風時新経路の運用時間
15:00~19:00
（切替時間を含むため、
実質3時間程度の運用）



乙第1号証

(別紙4)

関係法令の定め等

○ 航空法（ただし、平成29年法律第45号による改正前のもの）

5

(1) 1条によれば、航空法は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

10

(2)ア 2条13項によれば、「**航空交通管制圏**」とは、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される国土交通大臣が告示で指定する**空港等**（空港法2条に規定する空港その他の飛行場・航空法2条4項及び6項）並びにその付近の上空の空域であって、空港等及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

15

これを受けて定められた「航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示」（昭和37年運輸省告示第140号）によれば、羽田空港の標点を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のものが航空交通管制圏（東京管制圏）として指定されている。

20

イ 2条14項によれば、「**航空交通情報圏**」とは、同条13項に規定する空港等以外の国土交通大臣が告示で指定する空港等及びその付近の上空の空域であって、空港等及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

25

(3) 2条17項によれば、「**計器飛行方式**」とは、以下の飛行の方式をいう。

ア 同条13項の国土交通大臣が指定する空港等からの離陸及びこれに引き続

く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する空港等への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通管制圏又は**航空交通管制区**（地表又は水面から200m以上の高さの空域であって、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するもの・同条12項）において、国土交通大臣が定める経路又は
5 96条1項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従って行う飛行の方式（1号）

イ 2条14項の国土交通大臣が指定する空港等からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する空港等への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通情報圏（航空交通管制区である部分を除く。）にお
10 いて、国土交通大臣が定める経路により、かつ、96条の2第1項の規定により国土交通大臣が提供する情報を常時聴取して行う飛行の方式（2号）

ウ アに規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を96条1項の規定により国土交通大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従
15 って行う飛行の方式（3号）

(4)ア 2条18項によれば、「**航空運送事業**」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

イ 2条19項によれば、「**国際航空運送事業**」とは、本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行う航空運送事業をいう。

ウ 2条20条によれば、「**国内定期航空運送事業**」とは、本邦内の各地間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をい
20 う。

(5) 10条4項によれば、国土交通大臣は、航空機について耐空証明の申請があったときは、当該航空機が次に掲げる基準に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、これらの基準に適合すると認めるときは、耐空証明
25 をしなければならない（4項）。

ア 航空法施行規則（令和２年国土交通省令第１７号による改正前のもの。以下同じ。）１４条１項、附属書第１で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準（１号）

イ 航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が航空法施行規則１４条２項、附属書第２の適用を受ける航空機にあっては、
5 同規則附属書第２に定める騒音の基準（２号）

ウ 装備する発動機の種類及び出力の範囲その他の事項が航空法施行規則１４条３項、附属書第３又は第４で定めるものである航空機にあっては、同附属書第３又は第４に定める発動機の排出物の基準（３号）

10 (6) １１条１項によれば、航空機は、原則として、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。

(7) ８０条によれば、航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならないが、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

15 同条を受けて定められた航空法施行規則１７３条によれば、航空法８０条の規定により航空機の飛行を禁止する区域は、原則として、**飛行禁止区域**（その上空における航空機の飛行を全面的に禁止する区域）及び**飛行制限区域**（その上空における航空機の飛行を一定の条件の下に禁止する区域）の別に告示で定められる。

20 (8)ア ８３条本文によれば、航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防し、並びに空港等における航空機の離陸及び着陸の安全を確保するため、国土交通省令で定める進路、経路、速度その他の航行の方法に従い、航行しなければならない。

イ ８３条本文を受けて定められた航空法施行規則１８９条１項によれば、航空機は、空港等及びその周辺において、以下の・ないし \downarrow に掲げる基準に従って航行しなければならないが、航空法９６条１項の規定による国土交通大
25

臣の指示であつて・に掲げる基準と異なる指示があつた場合等はこの限りでない。

・ 計器飛行方式による進入の方式その他当該空港等について定められた飛行の方式に従ふこと（1号）。

5 1 計器飛行方式により離陸しようとする場合であつて空港等における気象状態が離陸することができる最低の気象条件未満であるときは、離陸しないこと（2号）。

㉑ 計器飛行方式により着陸しようとする場合であつて次に掲げるときは、着陸のための進入を継続しないこと（3号）。

10 a 進入限界高度よりも高い高度の特定の地点を通過する時点において空港等における気象状態が当該空港等への着陸のための進入を継続することができる最低の気象条件未満であるとき（イ）。

b 進入限界高度以下の高度において目視物標を引き続き視認かつ識別することによる当該航空機の位置の確認ができなくなったとき（ロ）。

15 ウ 航空法施行規則189条2項によれば、国土交通大臣は、空港等ごとに、前記イ・の飛行の方式、同1及び㉑の規定による気象条件並びに㉑の規定による進入限界高度、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標を定める。

20 エ 航空法施行規則191条によれば、航空機は、他の航空機が発動機の故障、燃料の欠乏その他緊急の状態にあることを知ったときは、189条等の規定にかかわらず、当該他の航空機がとる緊急措置を妨げないように航行しなければならない。

(9) 89条本文によれば、何人も、航空機から物件を投下してはならない。

25 (10) 96条1項によれば、航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、国土交通大臣が安全かつ円滑な航空交通の確保を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従つて

航行しなければならない。

なお、同項における国土交通大臣の権限は空港事務所長に委任され（航空法 137条1項、2項、同法施行規則240条1項（33号に係る部分）、240条の2第2項）、空港事務所は、地方航空局の所掌事務のうち、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に関する事務を分掌し、東京空港事務所における航空管制官は、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる（地方航空局組織規則（ただし、令和2年国土交通省令第33号による改正前のもの）37条（18号に係る部分）、56条6項（1号に係る部分）、7項）。

(11) 97条1項によれば、航空機は、計器飛行方式により、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏に係る空港等から出発し、又は航空交通管制区、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏を飛行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。

そして、同条3項本文によれば、同条1項の規定により、飛行計画の承認を受けた航空機は、96条1項の国土交通大臣の指示に従うほか、飛行計画に従って航行しなければならない。

なお、同条1項を受けて定められた航空法施行規則203条1項によれば、飛行計画の記載事項は航空機の型式等の情報や機長の氏名、出発地及び移動開始時刻、巡航高度等であり、「飛行の方式」（189条1項1号）は含まれていない。

(12) 99条1項、航空法施行規則209条の2第2項によれば、国土交通大臣は、書面、口頭又は電磁的方法により、航空機乗組員に対し、航空機の運航のため必要な情報（航空情報）を提供しなければならない。

国土交通大臣は、航空法99条1項を受けて、航空路誌（AIP）やノータム（Notice To Airmen）により航空情報の提供を行っている

(弁論の全趣旨)。

航空法施行規則 209 条の 2 第 1 項 (4 号に係る部分) によれば、「飛行の方式」(189 条 1 項 1 号) は、航空情報に該当する。

5 (13)ア 航空運送事業を営もうとする者は、事業計画等を記載した申請書を提出の上、国土交通大臣の許可を受けなければならない(航空法 100 条 1 項、2 項)、上記許可を受けた者である本邦航空運送事業者が事業計画を変更する際は、原則として国土交通大臣の認可を受けなければならない(同法 109 条 1 項)。

10 イ アの許可の申請に当たり、航空運送事業を営もうとする者は、**部品等脱落防止措置**(最大離陸重量が 5700 kg を超える飛行機の運航に伴う部品等の脱落の防止に関する措置をいう。以下同じ。)の内容(航空法施行規則 210 条 1 項 9 号)等を事業計画に記載しなければならない。

15 ウ アの許可の申請に当たり、国際航空運送事業を営もうとする者は、前記イの事項に加えて「路線を定めて一定の日時により航行する航空機により国際航空運送事業を営もうとする場合には、当該路線ごとの使用空港等、運航回数、発着日時及び使用航空機の型式」(航空法施行規則 210 条 2 項 1 号)等を事業計画に記載しなければならない。

20 (14) **混雑空港**(航空法 107 条の 3 第 1 項、同法施行規則 219 条の 2。当該空港の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該空港における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する空港をいい、羽田空港はこれに指定されている。)を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、**運航計画**(航空法 107 条の 2 第 1 項。路線ごとの使用空港等、運航回数、発着日時及び使用航空機の型式等の同法施行規則 219 条で定める事項を記載した計画)を記載した申請書を提出し、当該混雑空港を
25 使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない

(航空法107条の3第1項及び2項)、運航計画を変更する際は国土交通大臣の認可を受けなければならない(同法107条の3第6項)。

5 (15) 航空運送事業を営もうとする**外国人国際航空運送事業者**(航空法126条1項)は、事業計画を提出の上、国土交通大臣の許可を受けなければならない(同法129条1項、2項)、事業計画等を変更する際は原則として国土交通大臣の認可を受けなければならない(同法129条の3第2項)。上記許可の申請に当たり、外国人国際航空運送事業者は、「運航回数及び発着日時」(同法施行規則232条1項7号ハ)、「部品等脱落防止措置の内容」(同号ト)等を事業計画に記載しなければならない。

10 (16)ア 143条(1号に係る部分)によれば、航空機の利用者が11条1項の規定に違反して、耐空証明を受けずに当該航空機を航空の用に供したときには、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される。

15 イ 150条(7号に係る部分)によれば、89条の規定に違反して航空機から物件を投下したときには、50万円以下の罰金に処せられる。

ウ 154条1項(2号、8号及び10号に係る部分)によれば、航空機乗組員が、80条又は83条の規定に違反して航空機を運航したとき、96条1項の規定による指示に従わないで航空機を運航したとき及び97条3項の規定に違反して飛行計画に従わないで航空機を運航したときには、50万円以下の罰金に処せられる。

20

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号。以下「**航空機騒音防止法**」という。)

25 (1) 1条によれば、航空機騒音防止法は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸の頻繁な実施により生ずる損失

の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2) 2条によれば、「**特定飛行場**」とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であって、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの並びに成田国際空港及び大阪国際空港をいう。

なお、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号。以下「**航空機騒音防止法施行令**」という。）1条によれば、東京国際空港は特定飛行場に当たる。

(3) 3条によれば、国土交通大臣は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要があると認めるときは、航空交通の安全を阻害しない限度において、当該飛行場において航空機が離陸し、又は着陸することができる経路又は時間その他当該飛行場及びその周辺における航空機の航行の方法を告示で指定することができ（1項）、航空機は、かかる指定があったときは、航行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合等を除き、これに従わなければならない（2項）。

(3) 40条1項によれば、国土交通大臣は、前記(2)の指定をしようとするとき、あらかじめ、当該指定に係る飛行場の周辺地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

(4)ア 8条の2によれば、特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域（以下「**第一種区域**」という。）に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者等が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置をとる。

イ 9条1項によれば、特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第

一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域（以下「**第二種区域**」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

また、9条2項によれば、特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

ウ 9条の2によれば、特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第二種区域のうち新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて国土交通大臣が指定する区域（以下「**第三種区域**」という。）に所在する土地で9条2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置をとり（1項）、上記土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置をとる（2項）。

エ 航空機騒音防止法施行令6条、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和49年運輸省令第6号。以下「**航空機騒音防止法施行規則**」という。）3項によれば、第一種区域、第二種区域又は第三種区域の指定は、**時間帯補正等価騒音レベル**（L d e n。当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機による騒音の影響度をその騒音の強度、発生の回数及び時間帯その他の事項を考慮して航空機騒音防止法施行規則2項で定められた算定方法で算定した値をいう。）が、第一種区域にあつてはL d e n 6 2 デシベル、第二種区域にあつてはL d e n 7 3 デシベル、第三種区域にあつてはL d e n 7 6 デシベル以上である区域を基準として行

われる。

○ 環境基本法（平成5年法律第91号）

5 (1) 16条によれば、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定め（1項）、政府は、この基準が確保されるように努めなければならない（4項）。

10 (2) 16条1項に基づく告示である「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号・乙42。以下「**現行環境基準**」という。）においては、航空機の騒音に係る環境基準として、地域の類型Ⅰ（専ら住居の用に供される地域）の基準値はL d e n 57デシベル以下、地域の類型Ⅱ（Ⅰ以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域）の基準値はL d e n 62デシベル以下と定められている（第1の1）。

15 なお、現行環境基準は、第一種空港（羽田空港はこれに含まれる。）における基準の達成期間について、原則として10年を超える期間内に可及的速やかに達成することとしているが、段階的に基準が達成されるよう、中間的な目標として、①5年以内に、L d e n 70デシベル未満とすること又はL d e n 70デシベル以上の地域において屋内でL d e n 50デシベル以下とすること、
20 ②10年以内に、L d e n 62デシベル未満とすること又はL d e n 62デシベル以上の地域において屋内でL d e n 47デシベル以下とすることを定めている（第2）。

別紙 2、別紙 5 及び別紙 6 は掲載省略